

令和4年

大蔵村議会議録

第1回臨時会 5月18日 開会
5月18日 閉会

大蔵村議会

令和 4 年 5 月 18 日 (水曜日)

第 1 回大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

令和4年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和4年5月18日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東谷英真君

議事日程 第1号

令和4年5月18日（水曜日）午前9時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議第 36 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 5 議第 37 号 専決処分の承認を求めるについて
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 38 号 専決処分の承認を求めるについて
大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 39 号 専決処分の承認を求めるについて
大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 40 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村一般会計補正予算（第 13 号）
- 第 9 議第 41 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 10 議第 42 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 11 議第 43 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 12 議第 44 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 13 議第 45 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 議第 46 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 議第 47 号 専決処分の承認を求めるについて
令和 3 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議第 48 号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

第17 議第49号 村営バスの購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に御出席いただき、誠に御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により 4番矢口 智議員、5番加藤忠己議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議会運営委員会より、中央要望会の報告書が提出されておりますので、ここで議会運営委員長より報告をお願いいたします。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） おはようございます。

議会運営委員会より、中央要望に対しての報告を申し上げます。

令和4年4月11日から12日の2日間、中央要望に行ってまいりました。今回はコロナウイルスの影響を考慮し、人数を最小限として、鈴木君徳議長、海藤邦夫副議長、私、佐藤 勝の3名が、県選出の国会議員の中で、特に本村に関係のある加藤鮎子衆議院議員、舟山康江参議院議員、芳賀道也参議院議員の3名と意見の交換や要望活動を行ってきました。

要望の項目は、全部で9項目でしたが、国会では現在、決算審査特別委員会の開催中であり、面会時間が各国会議員30分程度ということでしたので、特に本村に関係の深い項目に絞って要望を行ってまいりました。

その項目は下記のとおりです。

1つ、一般国道458号線の整備促進について。1つ、主要地方道戸沢大蔵線の整備促進について。1つ、一級河川銅山川の河川及び砂防施設の整備について。1つ、農業農村基盤整備事業の促進について。1つ、中山間地域の持続可能な農業への支援について。

現在、本村の状況を鑑みて、上記5項目は必須課題と考えて、各国会議員へ現況や実情を詳しく説明し、強く要望してまいりました。どの項目にも大規模な予算が絡みますので、直ちに着手できるものではないと思いますが、各国会議員からも要望事業に対し深い理解が得られ、今後に期待できるものと確信してきました。

これからも粘り強く要望を重ね、事業実施に向けて尽力していく覚悟でございますので、議会皆さんのお協力を願い申し上げて、報告といたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、諸報告を終わります。

日程第4 議第36号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

提案理由を申し上げる前に、一言だけ御挨拶と説明を申し上げます。

早いところでは田植も始まり、農繁期真っただ中を迎えた何かとお忙しい中、令和4年5月臨時議会に御出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今回の議案の内容につきましては、3月の定例議会終了後に申し上げましたとおり、その後の法律改正、さらに特別地方交付税や国や県からの補助金、起債などについて、金額が確定したことにより、議会の皆様方の御同意をいただくものでございます。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3,250万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,140万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第36号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第4号

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,140万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

2 岁入

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,250万円。

次のページをお開きください。

3 岁出

2款総務費1項総務管理費6目企画費250万円。ふるさと納税事業に対応する予算でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費3,000万円。豪雪による除排雪事業に対応するものでございます。

2ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月15日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改定する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第37号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改定する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改定する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

専第5号

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように
改正する。

附則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により村長専決する。

令和4年3月30日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第38号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

次を御覧ください。

専第6号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第44条第9項中「第321条の8第52項」を「第321条の8第62項」に、「同条第52項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第61項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第7条の5第9項中「熱損失防止回収住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第9条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大蔵村税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

専第7号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第9条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） この間、地方税法の改正ということで、それに従って上がっていると思うんですが、何回か上限額が上がっているわけなんですが、少しづつ上限額が上がってきている背景について、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 中間所得層の被保険者の負担に配慮して、国民所得分みなしになったとされております。できるだけ中間所得者層の被保険者の負担が増えないような形で、そのような形となっております。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今すぐ答えられるかどうかですけれども、大蔵村の中でこの上限額に達している人の割合はどのぐらいなんでしょう。もし今すぐ答えられなければ後でいいですから。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） まだ令和4年度は賦課前ですので、令和3年度の実績として、医療分についてはゼロでした。後期高齢者支援金分は9世帯、介護保険分が3世帯となっております。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億740万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費補正」に、債務負担行為につきましては「第3表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第8号

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億740万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費について説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、変更でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費、事業名、新型コロナワクチン接種事業、補正前の金額680万9,000円、補正後の金額45万7,000円。

債務負担行為については、8ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正。廃止でございます。

事項といたしまして、重粒子線がん治療費利子補給。期間、令和4年度から令和10年度まで。限度額66万6,000円。

地方債について、10ページでございます。

第4表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額570万円、補正後の限度額450万円。

学校教育施設等整備事業債、1億2,470万円が補正前でございます。補正後の限度額が1億2,330万円。

緊急防災・減災事業債でございます。補正前が2,050万円、補正後の限度額が1,990万円。

辺地対策事業債、補正前でございますが6,240万円、補正後の限度額でございますが5,620万円。

過疎対策事業債、補正前の額が2億5,560万円、補正後の限度額が2億4,680万円。

臨時財政対策債、補正前でございますが7,760万円、補正後の限度額が5,630万円。

合計でございますが、補正前の限度額5億7,670万円、補正後の限度額が5億3,720万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

それでは、14ページをお開きください。

2 歳入

1款村税 1項村民税 1目個人40万円。2目法人180万円。

2項 1目固定資産税830万円。

3 項軽自動車税 1 目環境性能割12万1,000円の減。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税343万3,000円。

2 項 1 目自動車重量譲与税1,011万8,000円。

3 項 1 目森林環境譲与税55万3,000円。

3 款 1 項 1 目利子割交付金8,000円の減。

4 款 1 項 1 目配当割交付金62万9,000円。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金100万6,000円。

6 款、次のページをお開きください。

1 項 1 目法人事業税交付金131万6,000円。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金1,430万2,000円。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金33万2,000円。

9 款地方特例交付金 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金527万4,000円。

10款 1 項 1 目地方交付税 2 億844万8,000円。

11款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金24万3,000円。

12款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目総務費負担金49万6,000円の減。 2 目民生費負担金34万1,000円の減。

次のページをお開きください。

3 目教育費負担金2,000円。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 4 目商工使用料9,000円の減。 5 目土木使用料 6 万3,000円の減。 6 目教育使用料 4 万9,000円の減。

2 項手数料 1 目総務手数料10万5,000円の減。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金1,106万5,000円の減。 3 目衛生費国庫負担金512万1,000円の減。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金78万3,000円の減。

次のページをお開きください。

2 目民生費国庫補助金650万6,000円の減。 3 目衛生費国庫補助金1,044万円の減。 4 目土木費国庫補助金3,892万4,000円。 5 目教育費国庫補助金20万円。

3 項委託金 1 目総務費委託金1,000円の減。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金523万4,000円の減。 2 目土木費県負担金 4 万

6,000円の減。

2項県補助金1目総務費県補助金59万9,000円の減。2目民生費県補助金382万1,000円の減。

3目衛生費県補助金58万円の減。

次のページをお開きください。

4目農林水産業費県補助金605万4,000円の減。6目土木費県補助金10万4,000円の減。7目教育費県補助金8,000円の減。

3項委託金1目総務費委託金27万3,000円の減。4目商工費委託金1,000円の減。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1,000円の減。

2項財産売払収入1目物品売払収入707万2,000円。4目生産物売払収入9万2,000円。

17款1項寄附金、次のページをお開きください。

1目一般寄附金99万9,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億561万9,000円の減。2目減債基金繰入金8,000万円の減。3目ふるさと活性化事業基金繰入金320万3,000円の減。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金80万円。

20款諸収入4項雑入2目弁償金11万2,000円。4目過年度収入153万円。5目雑入26万6,000円。

次のページをお開きください。

21款1項村債1目総務債80万円の減。2目民生債330万円。3目衛生債50万円の減。4目農林水産業債280万円の減。5目商工債170万円。6目土木債1,470万円の減。7目消防債150万円の減。8目教育債170万円の減。9目災害復旧債120万円の減。10目臨時財政対策債2,130万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

3月末での精算が主な位置づけの補正となってございます。

1款1項1目議会費213万3,000円の減。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費200万6,000円の減。3目財政管理費2億9,380万円。5目財産管理費58万8,000円の減。6目企画費289万2,000円の減。8目地域振興費925万円の減。

次のページをお開きください。

9目情報システム費76万1,000円の減。10目村営バス事業費1,670万9,000円の減。11目、こ

ちらにつきましては財産内訳の変更でございます。12目諸費56万9,000円の減。

3項、次のページをお開きください。

1目戸籍住民基本台帳費、こちらにつきましても財産内訳の変更でございます。

4項選挙費 3目衆議院議員選挙費、財源内訳の変更でございます。

5項統計調査費 2目統計調査費18万2,000円の減。

6項1目監査委員費18万7,000円の減。

次のページをお開きください。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費835万円の減。 3目老人福祉費1,215万8,000円の減。 4目障害福祉費1,385万2,000円の減。

次のページをお開きください。

5目国民健康保険費100万円の減。 6目福祉医療費530万円の減。 7目後期高齢者医療費59万円の減。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費1,058万6,000円の減。 2目児童福祉施設費685万7,000円の減。

次のページをお開きください。

3目児童措置費315万円の減。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費755万5,000円の減。 2目成人老人保健事業費385万6,000円の減。

次のページをお開きください。

3目母子保健事業費159万3,000円の減。 4目予防費1,810万3,000円の減。 5目健康づくり推進費150万円の減。 6目環境衛生費161万8,000円の減。 7目浄化槽費21万1,000円の減。

次のページをお開きください。

2項清掃費 1目清掃総務費142万3,000円の減。

3項1目簡易水道費1,734万円の減。

5款労働費 1項労働諸費 1目労働費55万円の減。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費323万9,000円の減。 3目農業振興費843万3,000円の減。 4目水田農業経営確立対策事業費165万1,000円の減。 5目畜産費6,000円の減。

6目農地費886万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項林業費 1目林業総務費132万1,000円の減。 2目林道整備費219万7,000円の減。

7款1項商工費 2目商工振興費156万円の減。 3目観光費1,151万円の減。

次のページをお願いいたします。

4目スキー場管理費43万円の減。

2項1目地域活性化促進費275万円の減。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費244万円の減。

2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費188万5,000円の減。

次のページを御覧ください。

2目道路維持費910万5,000円。 3目道路新設改良費514万3,000円の減。 4目橋りょう維持費115万円の減。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費1,155万5,000円の減。

6項住宅費 1目住宅管理費28万4,000円の減。

次のページを御覧ください。

9款1項消防費 1目非常備消防費266万2,000円の減。 2目消防施設費232万7,000円の減。 3目水防費16万3,000円の減。 4目危機管理費360万円の減。

次のページを開いてください。

5目防災無線管理費1,251万3,000円の減。

10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費10万8,000円の減。 2目事務局費262万4,000円の減。

次のページをお開きください。

3目スクールバス運行管理費205万3,000円の減。

2項小学校費 1目学校管理費195万7,000円の減。 2目学校教育費12万2,000円の減。 4目情報教育費6万円の減。

次のページをお開きください。

5目学校給食費63万7,000円の減。

3項中学校費 1目学校管理費496万9,000円の減。 2目学校教育費55万8,000円の減。 4目情報教育費20万6,000円の減。 5目学校給食費42万4,000円の減。

次のページをお開きください。

4項社会教育費 1目社会教育総務費142万7,000円の減。 2目公民館費202万2,000円の減。 3目生涯学習センター管理費140万円の減。 4目生涯教育推進費83万3,000円の減。 6目文化財保

護費65万6,000円の減。

5項保健体育費、次のページをお開きください。1目保健体育総務費175万5,000円の減。3目運動公園管理費66万6,000円の減。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費261万2,000円の減。2目林業災害復旧費100万円の減。

2項公共土木施設災害復旧費、次のページを御覧ください。1目公共土木施設災害復旧費512万3,000円の減。

12款 1項公債費 1目元金、財源内訳の変更でございます。2目利子914万円の減。

2ページに戻ります。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） 31ページの7節、地域おこし協力隊活動協力者謝礼とありますけれども、新聞なんかを見れば、よその市町村では地域おこし協力隊の方々の活躍が物すごいので、大蔵村だけにいない。その中で、予定はしておったんでしょうけれども、いないので215万円補正だと。本当はいればいいんですけども、その活動協力者謝礼、金額は聞くものじゃないんですけども、どういう方がどういう仕事をやっているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 地域おこし協力隊活動協力者の謝礼ということでございますよね。それにつきましては、地域おこし協力隊が赴任された場合に、その活動に対しての支援をいただく際の謝礼をお支払いしているということでの予算措置でございます。

地域おこし協力隊がいらっしゃらないということで、その金額についての減額措置をしていくということでございます。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） その予定を立てて、例えば協力隊が来たときに活動の補助をする、その報酬ということですか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 地域おこし協力隊が活動する上で、どうしても地域の皆様から御協力いただかないとできない事業となるかと思いますけれども、そういった場合の御協力をいただいた際の謝礼というふうに考えてございます。

○7番（佐藤 勝君） できればそういうやつを探して、できるだけその協力隊を、大蔵に一人でも二人でもいるのが活性化になるかなと思いますので、一生懸命宣伝はしていて、募集はしているんですけども、なかなかいないと。でも、よそはだんだんだんだん入ってきてるので、何が大蔵村は駄目なのかなという気持ちがあるんですけども、いないものはいないでしようがないです。でも、もし来たら、そういう地域の方と一緒にになって頑張りましょうという人がいれば、少々の報酬は出してもやるべきだと思います。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 令和4年度の赴任に向けて募集もしております。そういったところ、応募がありまして、面接とか今後の活動ということで打合せをさせていただいて、採用の内定まで行ったのでございますが、どうしても本人の都合により、進路がほかの方向に向いてしまったということでお断りになりました、赴任ということまでは結びつかなかったのですが、今後ともそういった協力隊の赴任に結びつけるような募集活動を進めてまいりたいと思います。議員の皆さん方も御協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 14ページの固定資産税なんですが、830万円増額補正になっているんですけども、恐らくコロナで減免ということで低く見積もったのが、思いのほか減免が少なくて増額になったのかなと思ったりするんですが、その原因について教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 主に減免の分は想定どおりだったんですけども、当初想定の徵収率より1.4%ほど増額したということでございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 一方で、一般的には令和3年度はコロナの影響で事業等々が厳しかった、事業者だけではないんですけども、固定資産税を払うのは。減免制度の実施なんかもそうなんですが、それに比べて想定以上に前期、固定資産税が減ったというのはいいことではあるんですが、その要因というのはどういったところにあると思うのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 減免することにより、そもそも調定額がまず下がったという

ところで、当初想定の徴収率よりも上回ったというところで、その分が増額という形で出てきております。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 21ページ、上から3番目の土木費補助金です。この中で、臨時道路除雪事業費補助金200万円。この臨時道路という内容なんですかけれども、どんなものか、お伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） この補助金につきましては、今年度豪雪があったということで、豪雪対策本部ができたということで、急遽交付のあった交付金でございますが、事業費が国の基準額で400万円、その2分の1交付ということで200万円交付がありましたので、今回補正させていただきたいということの状況でございます。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ちょっと記憶にないんですけれども、臨時道路という名称というのは新たにできたんですか。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） では、私のほうから。

臨時道路というのはそういうことではなくて、臨時に道路除雪の補助金を出したということをございますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。当件は、今回都市部というか、いつも降るところではなくて平野部で降ったものですから、こういったとき国のほうで臨時に除雪費の補助を出したということでございます。算定基礎としては、今言ったように2分の1なんですけれども、一応、当初予算と補正した額の金額によって、そういったもので算定した状況でございます。ただ、補正した時期が1月の何日までとあったものですから、うちのほうは400万円ということで対応したということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 30ページ、31ページなんですが、村営バス事業費があるんですけれども、1,640万6,000円減額となっていますが、国から補助金が来て精算したということなのかどうか分からないんですが、これだけ業務委託料が減るというのはどういう理由からなんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） こちらにつきましては、村営バスの委託事業者につきまして、その事業者に対する国からの補助金が交付されたということで、契約に基づきまして、そういう

た補助金が入った場合につきましては委託料を減額するという計画をしておりまして、それに基づいた減額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） これはあらかじめ、歳出、確実、必ずしも絶対、ほぼほぼ入るというわけではないんですね。というのは、これが入ると分かれば、委託料自体の中で最初からその分引くということは可能だと思うんですが、そうならないというのは、やはり何か、国から来るかどうかが読めないことがあるからですか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） こちらの補助金につきましては、確実に毎年あるというようなことでもございませんので、そのときの状況に応じて、例えばコロナ禍に対する事業者への支援というようなこともありますし、そういう対応をしたための補助金になってございまして、毎年計算できる計画的要素になるほどというふうには考えてございません。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで休憩いたします。再開は10時10分といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第9 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村国民健康

保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から1,703万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,323万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

令和3年度補正予算書の68ページをお開きください。

専第9号

令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,703万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,323万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

74ページをお開きください。

2 岁入

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税982万3,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料2万5,000円の減。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1,577万円の減。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金100万円の減。

2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金1,000万円の減。

次のページをお開きください。

8款諸収入3項雜入5目健診手数料6万7,000円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費96万円の減。

2項徴税費1目賦課徴収費6万5,000円の減。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費1,400万円の減。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費189万7,000円の減。

次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更でございます。

6款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費11万7,000円の減。

68ページに戻ってください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第42号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵

村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から870万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,355万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、補正予算書の84ページを御覧ください。

専第10号

令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ870万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,355万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、87ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。変更。

起債の目的、公営企業会計適用債。補正前の限度額1,200万円、補正後の限度額1,060万円。

合計、補正前の限度額1,200万円、補正後の限度額1,060万円。

では、92ページを御覧ください。

2 歳入

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目水道使用料99万円。

3款繰入金 1項 1目一般会計繰入金1,674万円の減。

5款諸収入 1項 1目雑入1,126万9,000円。 2目事業補償費収入282万5,000円の減。

6款 1項村債 1目水道債140万円の減。

次のページを御覧ください。

歳出

1款 1項水道事業経営総務費 1目水道管理費404万2,000円の減。

2項水道布設費 1目簡易水道布設費427万6,000円の減。

2款 1項公債費 2目利子38万8,000円の減。

では、84ページへお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君）　日程第11、議第43号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第43号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から1,098万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,056万6,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表　地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻　寛君）　議第43号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤 正美

補正予算書の98ページを御覧ください。

専第11号

令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,056万6,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条　地方債の変更は、「第2表　地方債補正」による。

101ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。変更。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額300万円、補正後の限度額240万円。

辺地対策事業債、補正前の限度額300万円、補正後の限度額230万円。

合計、補正前の限度額2,180万円、補正後の限度額2,050万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

106ページを御覧ください。

2 歳入

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目下水道使用料23万円。

3款国庫支出金 1項国庫補助金 1目下水道事業国庫補助金128万円の減。

4款繰入金 1項 1目一般会計繰入金1,155万5,000円の減。

6款諸収入 1項雑入 2目事業補償費収入292万5,000円。

7款 1項村債 1目下水道事業債130万円の減。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款 1項公共下水道事業経営総務費 1目下水道管理費732万6,000円の減。

2項 1目公共下水道事業費350万3,000円の減。

2款 1項公債費 2目利子15万1,000円の減。

98ページへお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださるようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 議第44号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から784万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,740万3,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

令和3年度の補正予算書、112ページを御覧ください。

専第12号

令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和3年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ784万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,740万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

118ページを御覧ください。

2 歳入

1款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入12万円。2目社会保険診療収入71万円の減。3目後期高齢者診療収入152万円の減。4目一部負担金91万円の減。5目その他の診療収入31万円。

2款使用料及び手数料1項1目使用料2万7,000円の減。

2項手数料1目文書料13万円の減。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金510万6,000円の減。

6款1項諸収入1目雑入13万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費756万3,000円の減。2目医師住宅管理費28万円の減。

112ページに戻って本文を御覧ください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認してくださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君）　日程第13、議第45号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第45号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から3,993万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,885万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君）　議第45号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長　加　藤　正　美

令和3年度補正予算書の124ページをお開きください。

専第13号

令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,993万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,885万5,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

130ページをお開きください。

2 歳入

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料362万9,000円。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金380万4,000円の減。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金240万8,000円の減。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）22万2,000円の減。3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）79万8,000円。5 目保険者機能強化推進交付金10万2,000円。6 目介護保険保険者努力支援交付金18万9,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金1,265万6,000円の減。2 目地域支援事業交付金53万3,000円の減。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金789万6,000円の減。

2 項県補助金38万5,000円の減。

次のページをお開きください。

1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）42万7,000円の減。2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）4万2,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金913万4,000円の減。

2 項基金繰入金 1 目介護保険介護給付基金繰入金750万円の減。

9 款諸収入 2 項雑入 3 目介護予防プラン作成料11万6,000円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費12万6,000円の減。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費 2 万6,000円の減。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費29万5,000円の減。2 目認定調査等費57万6,000円の減。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費1,200万円の減。2 目地域密着型介護サービス給付費400万円の減。3 目施設介護サービス給付費1,800万円の減。6 目居宅介護サービス計画給付費80万円の減。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費80万円の減。

4 項高額介護サービス等費、次のページをお開きください。1 目高額介護サービス費110万円の減。

5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費70万円の減。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費400万円の減。

3 款 1 項基金積立金 1 目給付基金積立金497万6,000円。

次のページをお開きください。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費60万円の減。

2 項 1 目一般介護予防事業費76万円の減。

3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費13万6,000円の減。 2 目任意事業費39万円の減。

次のページをお開きください。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費4,000円の減。 4 目生活支援体制整備事業費33万5,000円の減。 5 目認知症総合支援事業費4,000円の減。 6 目地域ケア会議推進事業費19万8,000円の減。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 6 万2,000円の減。
124ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議いただき、御承認くださるようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵

村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から165万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,583万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤 正美

では、補正予算書の146ページを御覧ください。

専第14号

令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,583万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

では、149ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。変更。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額250万円、補正後の限度額180万円。

過疎対策事業債、補正前の限度額250万円、補正後の限度額170万円。

合計、補正前の限度額500万円、補正後の限度額350万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

では、154ページを御覧ください。

2 歳入

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目浄化槽使用料 7万7,000円の減。

4款繰入金 1項 1目一般会計繰入金 7万3,000円の減。

7款 1項村債 1目下水道事業債150万円の減。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款浄化槽整備事業費 1項 1目浄化槽管理費20万円の減。

2項 1目浄化槽整備事業費145万円の減。

146ページを御覧ください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださるようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 議第47号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)

○議長（鈴木君徳君）　日程第15、議第47号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第47号専決処分の承認を求めるについて　令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から59万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,715万8,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君）　議第47号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の160ページを御覧ください。

専第15号

令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,715万8,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

166ページをお開きください。

2 歳入

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料235万7,000円。2 目普通徴収保険料274万2,000円の減。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金32万1,000円の減。2 目保険基盤安定繰入金8万7,000円の減。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金20万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費22万1,000円の減。

2 項 1 目徴収費10万円の減。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金24万6,000円の減。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金 2 万6,000円の減。

160ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第16 議第48号 専決処分の承認を求めるについて

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,720万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,720万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第16号

令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,720万円とする。

2 岁入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。

2 岁入

14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金1,368万8,000円。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金141万円。3目衛生費国庫補助金1,040万2,000円。

20款諸収入4項1目雑入170万円。

10ページをお開きください。

3 歳出

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費170万円。こちらにつきましては、宝くじを活用した地区公民館等の備品の整備に充てる金額でございますが、当初1団体を見込んだところ、2団体分の交付が見込まれることから補正となってございます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費141万円。こちらにつきましては、臨時特別交付金の対応でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費91万9,000円。4目予防費2,317万1,000円。コロナワクチン接種事業への対応分でございます。

2ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年4月1日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 9ページと11ページ、歳入と歳出のところだったんですが、先ほどの臨時特別給付金の件なんですけれども、国のはうで特別支援のはう1回、2回ぐらいあったということで去年も大分あったわけですが、これ、歳入を見ると子育て世帯臨時特別支援事業費ということで141万円とあるんですが、歳出のはうを見ると住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金となっているなんですか、この辺のそこは大丈夫なんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） これにつきましては、国の交付金の名称が子供の分と、あと一般の住民税非課税世帯の分の名称が同一のものとなっておりますので、歳入のはうの名称につきましては、その名称を使っております。支出の項目につきましては、やはり児童等と一般世帯では分かれておりますので、そちらのはうで名称を分けたという形でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 確認ですが、国のはうもいろいろと二転三転しているようなところではあるんですが、歳入歳出として補助金で来るわけですけれども、それは同じ、それに使って当

然いいという理解でいいわけですよね。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） はい、そのように理解して大丈夫です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17 議第49号 村営バスの購入契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第49号村営バスの購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第49号村営バスの購入契約について。

この議案は、去る令和4年4月27日に入札を執行した結果、大蔵村大字清水4022番地の2、有限会社大蔵自動車、代表取締役後藤健介と村営バス購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいます
ようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第49号村営バスの購入契約について。

次のとおり、村営バスの購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村営バス2台の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 3,234万3,979円
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水4022番地の2
有限会社大蔵自動車
代表取締役 後藤健介

令和4年5月18日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

去る4月27日に2者による指名競争入札を実施した結果、税抜き2,940万3,618円、税込み3,234万3,979円で落札のあった有限会社大蔵自動車と仮契約を行ったものでございます。

契約書につきましては、添付のとおりでございます。

当該バスにつきましては、平成29年9月に肘折新庄間、肘折ゆけむりラインを走行する村営バス、おおくらくん1号、2号として導入したものですが、老朽化が著しいために安全性を考慮して更新するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 契約そのものに関わってということではないんですが、先ほど老朽化が激しいということで、平成29年度の秋から導入されて、今、令和4年の春なわけですが、走行距離が非常に長いということもあるし、雪ということもあります、全体として、地区によつても違うでしようけれども、どの程度、何万キロメートル、距離数としては走ったんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） およそ30万キロメートル以上ということでお伺いしております。

細かくはちょっとこの場では分かりかねます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうすると、今後もこのようなペースで更新があるというような見込みが立つということでいいのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 走行形態等を見ますと、このような形での更新かと思いますが、安全性等を考慮してもう少し早くなるということも、状況によってはあり得るかなというふうには思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時05分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員